

令和7年第2回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和7年4月30日 開会

令和7年4月30日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和7年第2回新十津川町議会臨時会

令和7年4月30日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 第7 議案第23号 財産の取得について
- 第8 選任第1号 常任委員の選任について
- 第9 選任第2号 議会運営委員の選任について

○出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君

会計管理者 平 川 宏 之 君  
教育委員会事務局長 小 松 敬 典 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 下 佳 則 君

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和7年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、  
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、大畠光敬議員。  
7番、杉本初美議員。両議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
報告を求めます。  
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会からの報告をいたします。

日時は、令和7年4月28日行っております。出席者、場所については記載のとおりでございます。

協議結果でございます。

- (1) 付議案件は、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結2件、財産の取得1件、選任2件の計6件である旨、議会事務局長から説明を受けております。
  - (2) 令和7年第2回町議会臨時会の会期は、4月30日の1日間とする。
  - (3) 日程については、裏面に記載のとおり執り進めるということで報告をいたします。
- 以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

- 議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第20号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 皆さん、改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由と内容の説明を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第20号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては、住民課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 佐藤武久君登壇〕

○住民課長（佐藤武久君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました議案第20号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年3月31日に専決第1号として専決処分いたしました新十津川町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることなどから、新十津川町税条例の一部改正について専決処分をしたものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表1ページをご覧ください。

はじめに、第18条の改正につきまして、この規定は、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合などに、その送達に代えて行うことができることとされており、いわゆる公示送達の方法に関する規定でございます。

この公示送達につきましては、現行の地方税法上、地方団体の掲示場に掲示して行うこととされておりまして、本町におきましては、新旧対照表の現行欄に記載しておりますとおり、新十津川町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場として、役場の正面玄関の前にあります掲示板に掲示する方法をとっております。

改正案の欄、第18条をご覧ください。

公示送達の方法として、改正後は、第18条の3行目にありますとおり、地方税法施行規

則第1条の8第1項に規定する方法、これは、インターネットを利用する方法となりますが、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を役場前の掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機、いわゆるパソコンなどの映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする改正するものでございます。

次に、第18条の3でございますが、これは、第18条の改正により、地方税法施行規則の規則名とその略称に関する文言が第18条に規定されることとなったため、改正するものでございます。

次に、第82条の改正でございますが、これは、地方税法の改正により、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しがされたことに伴い改正を行うものでございます。

2ページをお開きください。

税率区分の見直しの内容としましては、改正案の欄、第1号のウにありますとおり、2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを区分として追加し、税率を年額2,000円とするものでございます。

この号におけるそのほかの改正につきましては、このウが追加されたことによる繰下げなど、形式的な改正でございます。

次に、第89条第2項第5号の改正でございますが、これは、第82条第1号にウが追加されたことにより、改正案のとおり文言を加えるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

第90条の改正でございますが、この規定は、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免に関する規定でございます。

第1項第1号は、減免対象者として、軽自動車の所有者の要件と運転者の要件を規定しておりますが、そのうち運転者の要件として、現行の減免の運用では、精神障害者も含めておりますことから、それに合わせ文言を修正するものでございます。

第2項は、減免の申請手続に関する規定でございますが、4ページをお開きください。

6行目の身体障害者又はを、身体障害者等若しくは、に改める改正につきましては、第1項の改正と、中段にあります、を提示の部分を、改める改正に伴う用語の改正でございます。

次に、4ページ中段にあります、を提示を改める改正につきましては、道路交通法の改正により、マイナンバーカードに免許情報を登録することで、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりましたことから、減免の申請手続の際に提示するものとして、運転免許証又は特定免許情報が記録されたマイナンバーカードとするものでございます。

次に、第2項第5号の改正につきましては、減免申請書への記載事項として、マイナンバーカードに免許情報を記録している場合の記録事項を追加するもの。

第3項につきましては、マイナンバーカードを提示する場合に受けなければならない措置として、窓口において、専用の機器を使用した情報の確認を受けなければならないとする規定を加えるものでございます。

5ページをご覧ください。

上段、第3項及び第4項の改正につきましては、第3項の追加によりそれぞれ繰り下げ

るものでございます。

次に、附則第10条の2の改正でございますが、これは、地方税法の附則の改正により項ずれが生じたことによる形式的な改正でございます。

議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

第1条は、改正条例の施行期日を令和7年4月1日とし、第18条及び第18条の3の改正規定並びに改正附則第2条の規定の施行日を法の改正に合わせ、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日とするものでございます。

第2条は、改正後の町税条例第18条の規定は、その改正の施行日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第3条につきましても、新条例の規定中、固定資産税に関する部分について、第4条につきましても、新条例第82条の規定について、令和7年度以後の年度分のものについて適用し、令和6年度分までのものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上をもちまして、専決第1号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第20号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いたします。18条の関係なんですけれども、新旧対照表の方なんですけれども下から3行の、公示事項を町の事務所に設置した電子計算機でパソコンに表示するというご説明だったんですけれども、こちらのパソコンというのは、役場のパソコンに限定した話なのか、それとも何か町内の事業者が見られるパソコンなら何でもってというようなイメージになるのか、もう少し具体的に確認させていただきたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの1番議員の質疑にお答えいたします。

まだ施行日が先の話なので、具体的なところはこれから通知等が国の方から来たりとかして具体的に決まっていくところではございますが、今の時点では、ここに書いてありますとおり、町の事務所、いわゆる役場ですね、想定としては住民課になるかなと思われまます。そこに設置した電子計算機、パソコン等ですね、その映像面に表示したものを閲覧していただく形になるかと思われまます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 新旧対照表の4ページをお願いします。第90条の第3項、こちらの免許情報が記録された個人番号カードの免許情報を確認するために、専用の機器による

確認が必要だというご説明だったんですけども、この専用の機械っていうのは、もう既に町に導入されているものなのか、新たに購入する必要があるのかを確認させていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの1番議員の質疑にお答えいたします。

この機器につきましては、これまで戸籍の窓口にありますマイナンバーカードのカードリーダーをそのまま使用することを想定しております。ですので、新たに何か購入するということはございません。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第21号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第21号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、契約の目的、菊水団地内道路改築工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金7,007万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1。株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

なお、裏面には、参考資料として、指名業者名、工事の概要などを記載しておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いをいたします。

履行期限につきましては、令和7年12月10日を予定しております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第22号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第22号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、契約の目的、さくら団地公営住宅建設工事（第2期）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金4億1,360万円。

5、契約の相手方、岩倉・久保田特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区南1条西7丁目16番2、岩倉建設株式会社、取締役社長、鈴木泰至。構成員、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

なお、裏面には参考資料として、指名業者名、工事の概要など記載しておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

履行期限は、令和8年1月30日を予定しております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第23号、財産の取得についてを議題といたします。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第23号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、連続炊飯システム一式。

2、取得の目的、連続炊飯システムの老朽による更新。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金3,960万円。

5、契約の相手方、旭川市6条通11丁目55番10。株式会社中西製作所旭川営業所、所長、勝山恵介。

なお、裏面には参考資料として、指名業者名、財産の規格等を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、納入期限につきまして、令和7年8月29日を予定しております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 連続炊飯システムについてお伺いします。一般家庭の炊飯器ですと、大体持つのが6年から8年と言われていまして、給食センターについては、平成13年3学期から配食を始めていると聞いております。既に24年経っているわけですが、3食分焚くのと1食分なら8、3、24で最初の更新なのか、それとも2回目の更新なのか、その辺を聞きたいのが1点と、納入期限が8月29日となっております。既に2学期が始まってると思いますが、この辺については大丈夫なのかお聞きしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは8番議員の質問にお答えさせていただきます。

給食センターの建設稼働年月日につきましては、14年の1月7日からの稼働となっております。既に23年経過した施設でございます。施設と同様にこの炊飯システムにつきましても、当初からのものを23年間使ってまいりました。近年におきましては、多少テフロン加工が剥がれたりだとか、2年に一度テフロン加工を施すだとか、そういったような修繕も行ってきながら、特に令和5年度につきましては、異物の混入も若干ありましたことから、初めて今回更新をするものでございます。

それから2点目ですけれども、納入期限が8月の29日ということですが、最終の点検も含めての納入期限となっておりますので、夏休みに入ってから給食センターが閉まっている期間に新しいシステムを更新するといったような計画で進める予定としてございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 更新後の設備の点検についてお伺いいたします。12ページの（2）の規格で、アからタまで各施設設備ありますけれども、日常的な点検というのはどのような

に行われるのかということと、業者によります専門的な点検は、どのような頻度で定期的に行われるのかということをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは10番議員の質問にお答えさせていただきます。

業者からの点検につきましては、年1回の保守点検でございまして、常時、給食センターを運営している日本国民食の社員の方々が、不具合などが無いか毎日点検して運転をしているところでございます。安全には万全を期してやっているところでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかにございますか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） もう一点お伺いいたします。設備ごとの更新計画についてなんですけれども、それぞれ設備ごとに対応年数というのが違ってくるのかなというふうに思うんですが、耐用年数に応じて、その設備ごとに更新をしていくのか、ある程度年数が経った時点で、全体をそっくり更新をしていく計画になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは10番議員の質問にお答えさせていただきます。

これまで不具合を生じてから修繕でしのいできたり、計画的に更新するというような特に計画は持ってございませんでした。今回、炊飯システムにおきまして、令和5年度、不具合などが生じたことから、今後におけるほかの設備についても、年次的にこれから3年を目途に、大きなものにつきましては更新する計画でございます。耐用年数がありますが、これまでにつきましては特に修繕だとかそういったものでしのいできておりまして、今後については、計画的に財政の方とも相談しながら更新を進めていく計画でおります。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小玉博崇君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます日程第8及び日程第9の案件につきましては、関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、選任第1号、常任委員の選任について。日程第9、選任第2号、議会運営委員の選任については、一括議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎選任第1号及び選任第2号の上程、選任、採決

○議長（小玉博崇君） 常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

選任第1号、常任委員の選任について。選任第2号、議会運営委員の選任についての選任方法について、お諮りいたします。

選任については、4名の選考委員を選出し、常任委員及び議会運営委員の選任をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

よって、4名の選考委員を選出し、常任委員及び議会運営委員の選任をすることに決定いたしました。

次に、選考委員の選出方法について、お諮りいたします。

選考委員は、議長より指名することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

よって、選考委員4名については、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

西内陽美議員、鈴木康裕議員、大畠光敬議員、加藤敏晃議員、以上4名を指名いたします。

ただいま発表した4名を選考委員に決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数をおかけしますが、常任委員及び議会運営委員の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をしていただきたいと思います。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時34分）

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

---

○議長（小玉博崇君） 4名の選考委員に常任委員及び議会運営委員の選任をお願いしていたところでありますので、選考委員代表の西内陽美議員、登壇の上、選考結果の報告をお願いいたします。

10番、西内陽美議員。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、選考委員の結果につきまして、私の方から発表させていただきます。

総務民生常任委員には、工藤議員、三師議員、大畠議員、杉本議員、小玉議員 私、西内であります。

経済文教常任委員には、加藤議員、深瀬議員、鈴木議員、樋坂議員、私、西内であります。

広報広聴常任委員には、加藤議員、工藤議員、深瀬議員、三師議員、大畠議員、杉本議員、鈴木議員、樋坂議員、小玉議員、私、西内であります。

議会運営委員には、加藤議員、大畠議員、杉本議員、鈴木議員であります。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ただいま選考委員を代表し、西内陽美議員から報告がございました。

これより選任第1号を採決いたします。

総務民生常任委員に、工藤健議員、三師優美議員、大畠光敬議員、杉本初美議員、西内陽美議員、そして、私、小玉博崇。

経済文教常任委員に、加藤敏晃議員、深瀬美奈子議員、鈴木康裕議員、樋坂里子議員、西内陽美議員。

広報広聴常任委員に、加藤敏晃議員、工藤健議員、深瀬美奈子議員、三師優美議員、大畠光敬議員、杉本初美議員、鈴木康裕議員、樋坂里子議員、西内陽美議員、そして、私、小玉博崇。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第1号、常任委員の選任については、ただいま指名したとおり常任委員に選任することを決定いたしました。

次に、選任第2号を採決いたします。

議会運営委員に、加藤敏晃議員、大畠光敬議員、杉本初美議員、鈴木康裕議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第2号、議会運営委員の選任については、ただいま指名したとおり、

加藤敏晃議員、大畠光敬議員、杉本初美議員、鈴木康裕議員に決定いたしました。

なお、議会運営委員の選任に当たり、議長事故あるときは、副議長が議長の職務を務めることになることから、先例により副議長を議会運営委員会に委員外議員として出席を求めることとしたいので、議員各位にはこのことについて、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、今ほど私は、総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員に選任されましたが、議長である私は、議会の先例に従い、総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員を辞退したいと思います。

ここで副議長と交代するため、この場で暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

〔議長 小玉博崇君11番議席へ移動。副議長 西内陽美君議長席へ移動〕

---

○副議長（西内陽美君） 休憩をとき、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○副議長（西内陽美君） 議長の総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員の辞任についてお諮りいたしますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、小玉議長は除斥の対象となりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

〔議長 小玉博崇君退席〕

○副議長（西内陽美君） お諮りいたします。

ただいま総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員に選任されました小玉議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても、議長については、辞任が認められているところでありますので、議長の総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員の辞任について許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（西内陽美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を求めます。

〔議長 小玉博崇君入場、11番議席に着席〕

○副議長（西内陽美君） ただいま議長の総務民生常任委員並びに広報広聴常任委員の辞任が許可されましたことを通知いたします。

ここで、議長と交代するため、暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

〔副議長 西内陽美君10番議席へ移動。議長 小玉博崇君議長席へ移動〕

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

---

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和7年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。

（午前10時59分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員